

令和2年第1回定例会（5月27日、28日） 総務企画委員会（分科会）会議録

書記 斉藤 昂太 録

招集年月日時 令和2年5月27日（水曜日）

予算特別委員会終了後

招 集 場 所 議事堂 総務企画委員会室

本定例会（5月27日、28日）における案件（委員会）

1 議案第131号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案

2 付託案件以外の所管事項

本定例会（5月27日、28日）における案件（分科会）

1 議案第130号

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第5号）

（総務部、企画振興部及びあきた未来創造部の関係部門）

令和2年5月27日（水曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 分科会会議録署名員の指名

3 審査日程

4 議案第130号

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第5号）

（総務部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

5 議案第131号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

6 総務部関係の付託案件以外の所管事項

（質疑）

7 議案第130号（再掲）

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第5号）

（企画振興部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

8 企画振興部関係の付託案件以外の所管事項

（質疑）

9 議案第130号（再掲）

令和2年度秋田県一般会計補正予算（第5号）

（あきた未来創造部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

10 あきた未来創造部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健太
副委員長（副会長）	近藤 健一郎
委員（分科員）	佐藤 賢一郎
委員（分科員）	工藤 嘉範
委員（分科員）	住谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

書記

議会事務局議事課	斉藤 昂太
議会事務局政務調査課	阿部 秀樹
総務部総務課	菅 原 誠
企画振興部総合政策課	田中 紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	安村 祥吾

会議の概要

午後1時28分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健太
副委員長（副会長）	近藤 健一郎
委員（分科員）	佐藤 賢一郎
委員（分科員）	工藤 嘉範
委員（分科員）	住谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加藤 麻里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説明者

総務部長	名越 一郎
総務部次長	神部 秀行
財政課長	神谷 美来
企画振興部長	出口 廣晴
あきた未来創造部長	高橋 修
議会事務局長	恵比原 史
人事委員会事務局長	高橋 能成

委員長（会長）

ただいまから、本日の総務企画委員会及び予算特別委員会総務企画分科会を開きます。

初めに、本日と明日の委員会及び分科会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、座席の間隔や説明者及び補助者の人数削減等に配慮して開催することとします。

なお、マイクのない席の説明者が答弁する際は、挙手の上、指名後、マイクのある席へ移動して答弁

するようお願いします。

次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の自己紹介をお願いします。

企画振興部長

【自己紹介】

議会事務局長

【自己紹介】

委員長（会長）

次に、委員会及び分科会会議録署名員を指名します。会議録署名員には、佐藤賢一郎委員、東海林洋委員、分科会会議録署名員には、同分科員を指名します。

次に、審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

審査日程は原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

説明者交代のため、暫時休憩します。

午後 1 時 3 0 分 休憩

午後 1 時 3 2 分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説明者

総務部長	名 越 一 郎
総務部危機管理監（兼）広報監	渡 辺 雅 人
総務部次長	神 部 秀 行
総務部次長（兼）副危機管理監	

総務課長

秘書課長

人事課長

財政課長

税務課長

徴収特別対策室長

広報広聴課長

総合防災課長

小 野 正 則

坂 本 雅 和

高 橋 一 也

山 木 將 弘

神 谷 美 来

加賀谷 敏 実

小 林 伸 也

菅 生 淑 子

佐 藤 和 彦

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

それでは、総務部関係の議案に関する審査を行います。

議案第 1 3 1 号を議題とします。

また、分科会では、議案第 1 3 0 号のうち総務部に関係する部門の審査を行います。

総務部長の説明を求めます。

総務部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

財政課長

【議案〔2 4〕及び提出資料により説明】

税務課長

【議案〔2 6〕及び提出資料により説明】

総合防災課長

【議案〔2 4〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は各課一括して行います。

東海林洋委員（分科員）

財政課長に伺います。今回、事業の財源として財政調整基金を使い切って、更に見込まれる剰余金（繰越金）——半分は積立てに回りますから、残額のうち六、七億円を使うとなると、一般財源が非常に心配な状況になります。秋田県に交付される臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）は約 5 7 億円と決まっていますが、このうち、今回までの補正予算の財源とした一般財源と振り替えられる額は、どのくらいを見込んでいますか。

財政課長

詳細はこれから国と調整していくことになりますが、県として現時点で第 1 次補正予算により配分される臨時交付金を充当できると想定している事業としては、4 月補正予算（令和 2 年 4 月 2 4 日追加提案分）で計上した協力金（秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業）の約 2 1 億円分

と、今回の補正予算のうち約５３億円分です。合計すると約７４億円となりますので、配分の上限額約５７億円を使い切ることになると想定しています。

東海林洋委員（分科員）

つまり、今回の補正予算で臨時交付金を全部使い切ってしまうこととなりますが、県政協議会でも述べたように、今回の補正予算を見ると、特定の団体や事業者に対してはかなり手厚く手当てしている部分がある一方、いまだ必要な手当てがなされていない業種、業態もあるように感じられます。今後いろいろな事態が生じてくると思いますが、今回の補正予算で臨時交付金を使い切って、一般財源もなく、かつ次の臨時交付金も来ないという状況になった場合を考えると、非常に心配です。後に残しておくべきではないかと思うのですが、その辺りはどう考えていますか。

財政課長

東海林委員から御指摘があったように、今回の経済対策では、確かに観光業や飲食業などに対して思い切った支援を行っていますが、その趣旨は、そうした業種に集中的に支援を行うことで、県全体への経済波及効果を高めていこうというものです。特定の分野に対する支援だけを行って、ほかは何もしないということではなくて、県全体として経済を活性化していくことに主眼を置いて事業を組み立てたものであると理解しています。

また、本日第２次補正予算の閣議決定がなされると伺っています。まだどれだけの額が配分されるかは分からないのですが、本県にも追加で配分されることも聞いているので、国の状況を踏まえ、臨時交付金以外の補助金なども活用しながら、今後の方針を考えていきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

臨時交付金の５７億円分を振り替えれば、そっくりまた一般財源として使える財源が残ることになるので、当面は困らないであろうということだとは思いますが。ただ、こういうときだからこそというか、スピード感重視といって、非常に気前よく大きな金額の事業をばんばんと打ち出すわけですが、財政課としては、無駄な費用はできるだけ削り、最大の投資効果を求めるべきだと思うのです。今回提出した補正予算案が、財政サイドとして、本当に公金を使って最大の投資効果が得られるよう各事業を調整したのになっているのか、少々疑問です。

具体例を挙げると——個々の事業の中身について議論する場ではありませんが——旅館、ホテル等利用できるプレミアム宿泊券（事業名は「秋田のお宿」県民応援事業）の投資効果は２倍——公金を５０％充てて、その倍の金額が売れますから、１０億円分発行すれば２０億円分の効果があるので２倍

です。一方、プレミアム飲食券（事業名は「秋田の飲食店」県民応援事業）は、プレミアムは３割ですから、事業効果としては約３．３倍になります。プレミアム宿泊券も同じように公金負担を３割にすれば、同じ１０億円分を発行しても約３３億円分の投資効果が宿泊業界にもたらされるわけで、１３億円も違います。どうすれば一番効果的なのかといったことを、本当に財政サイドで十分検討した上で、この方法を採用すると決めたのか——事前に伺った際には十分な回答が得られなかったもので、その点について御見解を伺います。

財政課長

まず、今回の経済対策の総論について述べますが、東海林委員の御指摘のとおり、大規模な予算を使って事業を実施するわけですから、なるべく費用対効果が高い方法で実施すること、なおかつ、なるべく早くその効果を県下全域に波及させることを第一の目標に掲げながら、事業部局とともに検討を進めてきました。

その上で、特に東海林委員から御指摘があった、宿泊クーポン（プレミアム宿泊券）と飲食クーポン（プレミアム飲食券）のプレミアムの割合に、前者は５割、後者は３割と少し差がついている件ですが、これには、宿泊は１食外食するよりも、どうしても単価が上がってしまうという事情があります。現在景気が停滞し、県民の中にも収入が落ち込んでいる方がいる中でも、たくさんの方にプレミアム宿泊券を使ってもらい、経済効果を高めていくために、なるべくお得感が感じられるものにしようという観点から、５割というかなり高いプレミアムの率を設定する必要があるのではないかと考えた次第です。プレミアム飲食券については、単価は１枚１，０００円、販売額は７００円と、比較的手を出しやすい設定になっていると思います。このようなことを鑑みて、同率ではなく、それぞれ５割、３割と設定したものです。

総務部長

今神谷課長から説明があったことのほか、知事以下担当部局等と議論した中で、宿泊を伴う観光はそれほど頻繁にするものではないけれども、飲食については毎日のことですから、宿泊と同じように５割のプレミアムを設定してしまうと、５００円で飲食できたことが記憶に残ってしまっていて、プレミアム飲食券が使えなくなって通常の価格に戻ったときに「ちょっと高いな」という心理が働いて、また需要が落ちてしまうのではないかという懸念が示されたこともあり、このようにプレミアムに差をつけることになりました。

東海林洋委員（分科員）

私が言いたいのは、「飲食券のプレミアムも５割

にしろ」ではなく、その逆です。費用対効果はできるだけ高い方がいいわけでしょう。単純計算ですが、プレミアム宿泊券も3割にすれば、10億円の支出で約33億円の事業効果があるわけです。5割だと20億円でしょう。「同じ県の一般財源で13億円も多く宿泊業界にお金が入るのに、そうしないのはどういうことか。」と堀井副知事に尋ねたら、「5割にしないと売れないからだ。3割だと売れないと思ってそうした。」と答えました。本当でしょうか。

総務部長

何割であれば買うかは個人の考えによると思うのですが、一般的に、飲食に比べれば宿泊のほうが単価が高いわけです。普通の宿でも1泊1万円、2万円はしますので、特に県内の方に県内の観光をしてもらおう——よく知っている場所に行ってもらい、更に泊まってもらおうというのであれば、ある程度プレミアムを大きくしてインセンティブを設けないと、思ったよりも使用されないのではないかという議論があったので、多分堀井副知事はそのような答弁をしたのだと思います。

東海林洋委員（分科員）

プレミアム宿泊券及び飲食券には購入枚数の上限を設けていますが、世の中にはたくさん買って地域に貢献したいと思っている方もいると思います。また、国が国民1人当たり10万円ずつの特別定額給付金を給付していて、先ほどの知事説明では、その10万円はできるだけそうしたことに使ってほしいとのことでした。そのとおりにするとしたら、1人10万円分くらいは買えることになるのですから、利用を促すため最大購入額を上げようとは思わなかったのですか。

財政課長

上限設定については様々な議論があると思いますが、県として、なるべくたくさんの方にこの券を使ってもらい、宿泊や飲食を通じて、県全体で業界を応援していく機運を高めようという趣旨から上限を設定したものです。プレミアム宿泊券については、仮に全員が上限まで買った場合、8万人が利用できることとなりますが、今のところ、応募件数がこの枠を超えた場合は、抽せんなどで対応することを想定しています。これ以上上限の水準を高くすると、一銭も使えない人がいる一方で、極めて高額の利益を得る人がいることが、公平性の観点からいって望ましいかという議論が生じます。プレミアム飲食券については、基本的に抽せんは想定していませんが、かなり高いプレミアムの率を設定している関係上、なるべく幅広く、使いたいと思う人の手に渡るようにする趣旨で、一定の上限を設定しています。もう1点、仮に上限を設定しないと、買占めや転売など

の不正が生じるおそれがあります。そうしたことを防止する観点からも、一定の最大購入額を設定する必要があるのではないかと考えています。

東海林洋委員（分科員）

上限が要らないと言っているのではなく、上限をもう少し上げれば、プレミアムが3割でもプレミアム宿泊券は売れるのではないかと言いたいのです。今後申込みが始まって抽せんになったとすれば、それはもっと売れるはずだったということでしょう。同じ10億円を使うのであれば、20億円の効果よりも33億円の効果がある方法を取るべきだと、意見だけ述べておきます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

総合防災課長に、避難行動周知啓発事業について伺います。「感染症に対応した避難のあり方や新たに備えるべき物資に関する情報」を周知するための費用とのことで、こうしたことを県民にきちんと理解してもらい、災害があったときには実際に避難してもらうことが重要なわけですが、これまでのところ、市町村の避難所などに避難する人の数が少ない状況がずっと続いています。幾らきちんとした環境であると周知したとしても、大きな災害があって大人数が避難しなくてはならない場合に対応できる数の避難所などがきちんと確保されていなければ、感染症が不安でなかなか避難せずに、被害を受けるといったことも起こりかねないと思うのです。災害にもよりますが、市町村による避難所におけるパターションの導入などといったことだけではなくて、避難所の箇所数が足りているかといったことなどもきちんと検討した上で、今回このような予算を計上しているのでしょうか。

総合防災課長

資料には記載し切れなかったところがありますが、新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営に係る注意事項を文書にまとめて発出しており、またその前段階で、自然災害の際にはなるべく多くの避難所を——場合によっては、民間施設やホテルなども避難所として活用するようにという文書を発出しているので、その辺りは市町村も十分に理解していると思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほど、文書を発出したけれどもまだ対応未着手の市町村があるので、指針を作成してまた依頼するとの説明がありましたが、国からの指導があったとしても、着手されているかどうかは分からないので、県民の安全のために、県としてきちんと確認して、着手状況を把握する必要があると思いますが、いかがですか。

総合防災課長

4月の段階で、県から市町村へ国の事務連絡に沿

った形で文書を発出していますが、その後、どのくらい対応しているかについて聞き取り調査をしており、今のところ、半分を少し超えるぐらいの市町村では何らかの具体的な対応をしています。ただ、半分以下ではありますが、未着手の市町村があるのは具合が悪いので、県からマニュアル作成の指針を示して、そろそろ具体的な対応をしてもらおうと促しているところです。

東海林洋委員（分科員）

前回の県政協議会でも述べましたが、各種団体や業界から県に対し、「うちは今このように相当苦しいから、このようにしてくれ。」といった陳情や要望がたくさんあると思います。それに各部局で個別に対応したのでは、総合的な対応がなかなか難しいのではないかと——差がついてしまったり、場合によっては漏れがあったりする場合もあるでしょう。そこで、むしろ県の側から積極的に様々な分野の方々から意見を聞き、総合的な対策が取れるようにするようお願いしたのですが、現在そうした仕事は——今回の補正予算等に関しても——例えば総務部が担っているのですか。

総務部次長（神部秀行）

県政協議会の際も堀井副知事が述べましたが、それぞれの所管部局が付き合いのある団体等との意見交換を通じて情報を集め、各部局からの情報を対策本部（秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部）のメンバー等で共有し、それを踏まえて予算や経済対策等を検討する仕組みになっています。

東海林洋委員（分科員）

対策本部が担っているということですね。

今回は共有した情報を基に、もう少し連携が取れた予算が提案されるかと思っていたら、そうしたものは意外と少なく、それぞれの部局ごとの予算だと感じましたが、その中でも特に考えてもらいたいことが2点あります。

まず、先ほど話題になったプレミアム宿泊券及び飲食券の2事業は、予算額が非常に高額ですが、事業費の中には、印刷その他の準備費用と、業者に委託して運営してもらうための費用が、双方数億円ずつ含まれており、大変な額です。スピード感を持ってすぐに取り組むためには必要な費用だと思いますので、それは致し方ないですが、その仕事に、例えば飲食店等のアルバイト先が少なく困っているという県内の大学生や、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失っている方などを積極的に使ってもらってはどうか。県の事業ですから、そうしたことから委託先の事業者へ指示できるのではないかと思いますので、是非考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

委員長（会長）

誰が答弁すればいいのですか。

東海林洋委員（分科員）

対策本部とのことでしたので……。

総務部長

個別の事業執行の話は各部局でないと分からないので、今の段階でそのような形で県内の学生等を活用できるかは分かりませんが、そうした御意見があったことは伝えたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

もう1点、今回の補正予算では、公共交通機関への支援ということで、鉄道やバス、あるいはタクシー事業者へかなりの支援をする（事業名は地域公共交通等利用促進緊急対策事業）のが特に目立ち、それはそれで必要なことだと思っただけで、一方、これも本日の県政協議会で各会派から指摘があったと思うのですが、夜は電車やバスがあまり運行していない秋田では、運転代行業者が大変多く、ある意味、夜の部の公共交通機関と位置づけられてもいいものではないかと思っています。運営形態も一頃より相当改善されて、いい方向に向かっていていると思っただけで、新型コロナウイルス感染症の影響で夜の飲食がほとんどなくなってしまったことと連動して、大変な状況にあります。陳情も行われているはずですし、皆さんも御承知だと思いますが、前回も今回も補正予算に全く支援策が見られないのはなぜでしょうか。トータルで考えたら、ほかの業種よりも支援が必要ではないかと思うのですが、そうしたことは対策本部会議等では全く話題になっていないのですか。

総務部長

対策本部会議ではありませんが、予算査定の段階でそのような要求がなかったのも、私のほうから「代行はいいのですか」と聞きました。所管部からの回答は、代行が果たす役割は分かるけれども、いわゆる公共交通機関ではないだろうということが1点と、昼間は自家用車として使っている車両をそのまま夜の代行業に使っている事業者が結構多いので、車両の維持費について支援するとなると、自家用車の維持費に公金を支出する要素がかなり大きくなるため、やはり適当ではないのではないかと考えているとのことでした。では何もしないのかといえば、今回プレミアム飲食券を発行することで夜の街に出る人が増えれば、波及効果として代行業を使う人も増えるだろうから、そこに期待しようということで、今回は予算を計上しないこととなりました。

東海林洋委員（分科員）

その考え方からすれば、今回プレミアム宿泊券を発行して「どんどん観光に行ってください」というわけですから、バスやタクシーについても、「仕事が増えるから、それで対応してください。」

といえるでしょう。私には、運転代行業を一つ下に見ているのではないかと思われて、とても残念です。私もよく利用しますが、運転代行業者からは、「自分たちは業種としてきちんと認めてもらえていないのではないか。非常に面白くない。」といった声が聞かれますし、大変な状況なのに、いまだにそうした位置づけなのかと感じます。せっかく総務部長が「これでいいのか」とまで言ったのなら、そうした働くことのプライドといった要素も含めて、次回は本当に何らかの対応をとってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長

私が「いいのか」と聞いたのは、別に「やれ」という意味ではなかったのですが、そのような話は以前もありましたので、一応「やらなくていいのですか」という確認の意味で聞いたところでした。

同じように「漏れているのではないか」という声はいろいろな業界から聞こえます。例えば土産物を作っている製造業者からも「何もないよね」との声がありますが、そこについても、今回観光を後押しする中で土産物を買う機会も増えるだろうということで、そうした意味では、観光業や飲食業は非常に裾野が広いというか、かなり波及効果がある業種だと思います。

どれだけの波及効果があるかは、実際にやってみなければ分からないところがあるのですが、まずは効果を期待しつつ、今後の状況を見据えながら、業種——運転代行業や土産物業はあくまで具体例ですが——によってすごく盛り返したところもあれば、そうでもないところもあるといったように、あまりにも業界間に差が出るようであれば、全般的に考えていかなければならないと思います。

また、国でも第2次補正予算などにより、我々もやろうかと思っていた医療関係者への支援や、ちょっと大変なのでやるつもりはなかった家賃への支援など、全国で同じような問題がある中で生じた要望の声も酌み取りながら予算化される部分もあると思いますので、そうした部分の手当てがどのような感じになるのかも見つつ、県としてどこまでカバーしていくべきか考えたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で総務部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、総務部関係の所管事項に関する審査を行います。

質疑は各課室一括して行います。

工藤嘉範委員（分科員）

最近いろいろな場面で、大規模災害発生時の避難所のこと——「密」になるのを回避するなどといったことが話題にされていて、とてもいいことだと思っています。

これまでは、大規模災害が発生すると、自治体同士で職員の派遣——所管は人事課なのか総合防災課なのか分かりませんが——を行ってきています。通常の場合はいいのですが、先日まで緊急事態宣言が発出されていたような状況で職員を派遣するのは、住居の問題などもあるし、大変だし、「このような時期はお互いにやめましょう」といった議論や問題提起をしていく必要があるのではないかと最近感じているのですが、どうですか。また、初期段階では警察や消防の人員派遣もありますが、2月議会で秋田県消防広域化推進計画について議論した際に話題になったような、人手が薄くなったときの対応や職員同士の交流などについても、今度というか、事態が少し落ちついたら議論すべきではないかと思いますが、どうですか。

総合防災課長

過去の例としては、熊本地震（平成28年（2016年）熊本地震）、昨年度の宮城県丸森町（令和元年台風第19号により同町が被災した際のこと）、もっと前には東日本大震災など、県職員を派遣したり、県内市町村がそれぞれの職員を派遣したりした事例がありますが、県内の市町村間で職員を派遣した事例はないと思っています。

先ほど述べたとおり、こうした時勢を踏まえ、市町村にはなるべく多く避難所を確保するようお願いしていますが、避難所が増えるということは避難所を管理・運営する人員もその分多く必要になるということですから、今後そうした人員の配置が非常に大きな課題になってくると思っています。今後実際に大きな災害が県内のどこかで発生して、避難所をたくさん運営することになって、そこの役所だけではマンパワーが足りなくなった場合は、県と25市町村との間で結んでいる応援協定に基づき、県が仲立をして各市町村に職員の派遣をお願いしたり、県職員を派遣したりといった対応を検討しなければならないと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

東日本大震災以前の秋田沖のとき（昭和58年に発生した日本海中部地震のこと）も、秋田市の下水道と石巻市などが、広域的に取り組んでいた実績もあるのです。

私が言いたいのは、初期対応のための派遣の場合、自衛隊は自前でテントも風呂も持っているので自己完結できますが、消防や警察はなかなかそこまでいかないので、どうするのかといったことです。また、一段落してから、建築系の職員が少ないので建物の

被害調査のために人員を派遣してほしいといった要請があるかもしれませんが、このような新型コロナウイルス感染症が蔓延しているときに、他県——少し落ち着いたとはいえまだまだ厳しい状況の首都圏や北海道に派遣することには配慮が——「お互いにやめましょう」といった議論が必要なのではないかと、そのような視点を持って話し合ったらどうかと言っているのです。結構です。

総合防災課長

国ではそうした議論が進んでおり、その情報が入ってきています。広域応援は基本的にしばらくの間は行わない方向で、また、平時は他県からたくさんの災害ボランティアが集まってくるのですが、そうした他県からの災害ボランティアの受入れもしばらくの間は行わない方向で議論が進んでいるとのこと。

鈴木健太委員（分科員）

今日の県政協議会で、県をまたぐ移動やイベント開催の段階的な緩和に関するロードマップというか、「何日からはこれをしていいですよ」という目安が示されました。この後、第2波がいつ来るかわれている中で、どのくらい感染者が出たらもう一回引き締めるかといった検討は、現段階でしているのですか。

総務課長

先日、国が全ての都道府県について緊急事態宣言を解除しましたが、解除後に感染者がまた増えていった場合には再指定をすることもあると述べています。再指定の基準については、国の専門家会議で、新規感染者数や感染者数の倍加時間（感染者数が2倍になるのにかかる日数のこと）、感染経路不明割合などに基づいて総合的に判断するとしており、国の専門家会議からも数値的な基準はまだ示されていないのですが、他の都道府県の中には、感染拡大の兆しが出てきたときには、どのようなステップを踏んで対応していくかの基準を作り始めているところもあります。本県としては今のところ、再び感染者が出始めた場合には、感染者数や感染経路不明者の状況などをモニタリングしつつ、隣県の状況なども踏まえて総合的に判断していこうと考えているところ。

鈴木健太委員（分科員）

当初の、感染者が1人でもいれば人の移動を抑制しようという考え方から、どうしたら新型コロナウイルスと共存共栄していけるかといったように、基本的な考え方が変わってきていると思うのですが、社会がそれについてきているかどうかは微妙です。ここまで1か月半、感染者が1人も出ていなかった状況の中から感染者が出たことで、また騒ぎになって、「なぜ人の移動を再開するのか」と言われるようなことがないように、その辺りの考え方の発信――

――知事は十分発信しているようには思いますが――に留意してほしいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で総務部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、休憩します。

再開は、午後2時40分とします。

午後2時25分 休憩

午後2時37分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木健太
副委員長（副会長）	近藤健一郎
委員（分科員）	佐藤賢一郎
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	住谷達
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

企画振興部長	出口廣晴
企画振興部次長	眞壁善男
参事（兼）総合政策課長	阪場進一
参事（兼）情報企画課長	安藤雅之
被災者受入支援室長	嘉藤佳奈子
市町村課長	村田詠吾
調査統計課長	鈴木嘉司憲
国際課長	兎澤繁友

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

企画振興部長

【説明者を順次紹介】

委員長（会長）

次に、企画振興部関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第130号のうち企画振興部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

参事（兼）情報企画課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

国際課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は各課一括して行います。

東海林洋委員（分科員）

情報企画課長に伺います。庁内のデジタル化は、これはこれで必要だから行うのだと思います。今回の補正予算では、デジタルガバメント総合推進事業で、ダイレクトにインターネットに接続して行う外部とのWEB会議を、それから他部局でも、オンラインでの企業説明会や合同就職面接会を進めていく（あきた未来創造部のWEB企業説明会等導入拡大事業のこと）と、提出資料に記載されているのですが、こうしたスタイルをとるとすれば、心配なのは情報漏えいへの対策です。情報漏えいのリスクは増えると思うのですが、今回の補正予算には、それを防止するための大々的な取組に係る予算は計上されていません。どのように対応していくつもりでしょうか。

参事（兼）情報企画課長

今回WEB会議システム利用環境整備事業で実施環境を整備するWEB会議については、直接インターネットで通信を行う方式を想定しています。県庁内の通常の職員が使っているパソコンは、内部と外部のネットワークが全く切り離されているというか、直接インターネットで通信できない環境で運用されていますので、その点では職員の執務環境は変わりません。もっとも、実は庁内のネットワーク環境の中からWEB会議を行うこともできないわけではないのですが、今の環境で通信するとすれば、いったん仮想サーバーを介するなど、いろいろな手順を通じて行わなければならない、また東海林委員の御指摘のとおり、セキュリティーの問題が生じますので、WEB会議だけはそちらのネットワークとは全く別に切り離れた、本当のインターネット環境で行おうと考えています。そうした環境で行う会議なので、できるだけ個人情報などの話はしない会議内容を想定しています。

東海林洋委員（分科員）

通常のインターネットを経由すれば、当然何らかの方法で見られたり、情報を盗まれたりといったことはあるでしょうから、できるだけ個人情報なしで会議をするということですね。ただ気になるのは、他部局の事業ではありますが、合同就職面接会といえは個人情報の塊ではないですか。そうしたことに

ついては、情報部門を統括している課として、しようがないということですか。

参事（兼）情報企画課長

WEB会議のシステムにおいても、傍受ができないようある程度の暗号化はなされていますが、確かに御指摘のとおり、Zoom（アメリカ合衆国に本社を置くZoomビデオコミュニケーションズ社が提供する、クラウドコンピューティングを使用したWEB会議サービス。）などの会議システムについては、外部者に乱入されるなどということもあります。そうしたことも考慮した上で、今回はどちらかというとWEB会議の利便性のほうに着目して、事業を提案しています。職員には「このようなシステムです」とWEB会議のリテラシーについて周知しながら運用していこうと考えています。

東海林洋委員（分科員）

これからも様々な問題が生じて、いちごっこになるかもしれませんが、当然WEB会議の機会は増えていくと想定されますので、まずは対応にベストを尽くして——十分注意してほしいと思います。

住谷達委員（分科員）

デジタルガバメント総合推進事業は行政機関内部のデジタル化を行うものだと思いますが、外部的な——例えば一般の県民が窓口に来られない場合に対応できるようにするデジタル化も、今後検討すべきではないかと思うのです。書類による申請等も含め、今後の新しい生活様式を考慮するのであれば、そうしたところも視野に入れた対策を検討するべきではないかと思いますが、現在検討は行っているのでしょうか。

参事（兼）情報企画課長

一般県民向けの部分までは検討していませんが、企業等に対しては、今回の補正予算で産業労働部が県独自の事業として、テレワークやWEB会議の設備導入への助成事業を提案していますので、そちらと連携しながら取り組んでいこうと考えています。

住谷達委員（分科員）

今国会などでも判こが話題になっています。例えば今我々が電子申請を行うに当たって、書類に判こを押さなければならないとすれば、記載した書類をプリントアウトして、それに判こを押して、それをまたPDFファイルにして送信するという、何か二重、三重の手間がかかるような状態です。そうした手間をもう少し簡略化できるよう、また、対面での接触を減らす観点からも、デジタル化は今後本当に考えていかなければならないと思います。新型コロナウイルスの感染拡大に当たって、必要に迫られて変えていかなければならないことが本当にたくさんあると思いますが、このデジタルガバメントの推進もその1つだと思いますので、是非真剣に検討をお

願いたいと思います。いかがですか。

参事（兼）情報企画課長

住谷委員の御指摘のとおり、国でも判こを電子認証で代替しようという動きが出ていますので、そちらの動きも見ながら、県の対応を検討していきたいと思います。

佐藤賢一郎委員（分科員）

この分野はあまり詳しくないのですが——WEB会議というものもありますが、WEB通話という分野もあるのではないかと思います。普通は電話で通話していますが、パソコンを使って通話したほうが落ちついて話ができますし、LINEや携帯電話でやりとりするよりも、じっくりと打ち合わせができますので、WEB通話ができればすごく便利だと思うのです。先ほどの答弁では、職員のパソコンではそのようなことはできないようになっているとのことでしたが、WEB通話をしたいと思えば自由にできるようにすることが、これからの時代には必要ではないかと思います。どうですか。

参事（兼）情報企画課長

今のところ、県庁内と県庁外はかなり途絶された状態になっていますので、内外のWEB会議やWEB通話については、實際上できないのですが、県庁内同士ではできる状態になっています。現在県の行政機関のLAN（Local Area Network）の略で、構内ネットワークと訳される。限られた範囲内にあるコンピューターや通信機器等をケーブルや無線電波等で接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。）回線は、インターネットのもの、LGWAN（Local Government Wide Area Network）の略で、正式名称は総合行政ネットワーク。地方公共団体を専用回線で接続した通信ネットワークで、中央省庁が接続する政府共通ネットワークとも相互接続されている。）——通常の庁内ネットワークのものと、マイナンバー（個人番号）などの個人情報扱うネットワークのものの3層構造になっていますが、国において、セキュリティー等も含め、ネットワークをどのような形にするかという構想について、いろいろと検討しているとのこと。

本事業では、県庁内の会議室などの主要なところ41か所にWi-Fi（Wireless Fidelity）の略。無線LANの規格の1つで、電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、LANを構築する技術。）による無線LAN環境を設けてWEB会議等ができるようにするとともに、テレワーク等に用いる端末を100台準備するわけですが、パンデミック等で県職員が皆在宅勤務することになるなどしない限りはあまり使用されませんので、通常時はこの端末を使って職員がW

EB会議ができる環境を提供していきたいと考えており、そうした点で利便性は若干向上すると思っています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

Wi-Fiの環境が整えば、一人一人の職員が使っているパソコンでWEB通話——WEB会議ではなく——はできるようになるのですか。

参事（兼）情報企画課長

今職員に配付している1人1台パソコンではできないのですが、必要に応じて今回整備する端末を職員に貸し出し、それで行ってもらうことを想定しています。

佐藤賢一郎委員（分科員）

つまり、やろうと思えばできるようになるのですね。

参事（兼）情報企画課長

そのとおりです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほど、Wi-Fiアクセスポイントを設置する41か所とは庁舎内の主要な会議室で、職員個人に貸し出したパソコンをその場所で使用するという答弁がありましたが、離れた場所でも十分対応できるのですか。庁舎の中は広いですが、41か所では対応できない場所は出てこないのですか。

参事（兼）情報企画課長

整備するWi-Fiアクセスポイントは、大体25メートルくらい電波が届きます。庁内でも端っこですとアクセスできないことがありますが、その辺りも考慮しながら場所を考えて設置していきたいと考えています。また、WEB会議等については、職員の執務スペースからではなくて、打ち合わせスペースや会議室といった、執務スペースからある程度離れたところで行われるのではないかとと思われるので、そうしたところを中心に整備していきたいと考えています。

鈴木健太委員（分科員）

先ほどの答弁で気になった点があったので伺います。テレワーク等に用いる端末についての答弁が、「使わないだろう」といった趣旨に聞こえたのですが、今社会全体として新しい生活様式に移行しようとしている中にもかかわらず、必要に駆られるまでテレワークを行わないのであれば、多分しないまま終わると思うのです。みんなであえて一度テレワークをしてみたら、ハードルも下がると思うのですが、県としてそうした方向性はないのですか。

参事（兼）情報企画課長

私の言い方が誤解を招くものでしたが、当然新しい生活様式の中でテレワークを進めていこうという動きにはなっていますので、整備する100台の端末についても、まるっきり使われないというわけで

はなく、テレワークにおいて使ってもらおうということで準備しようとするものです。

整備台数の100台という数についてですが、県庁内で感染者が出た場合、1フロアの全員が2週間ほどの自宅待機や在宅勤務となる可能性がありますので、そうしたときのために100台を用意して、ある程度の事態には対応できるようにしようと考えたものです。ただ、感染者が発生していない状態においても、新しい生活様式の観点からテレワークを行おうという人に対しては、100台という台数はある程度余裕を見ているので、これを貸し出そうと考えていますし、同様にその余裕分をWEB会議等に使用してもらおうと考えています。

住谷達委員（分科員）

現状、テレワークは新型コロナウイルス感染症の関係で必要に迫られて行っている面があると思うのですが、収束後を考えても、例えば今は育休を取っている職員も、今後は自宅からテレワークの形態で勤務するといった形で活用できると思うのです。

「コロナだから」ではなくて、働き方改革の一環として——時代の要請として、テレワークを活用していくというスタンスで臨まなければならないと思います。今の情報企画課長の答弁は、何か「今はコロナだから、しょうがなくやっている。」といったように聞こえてならないのですが、やはりこれからの新しい働き方という観点も踏まえて取り組まなければならないのではないかと思います。

そうしたことを踏まえつつ、現在のコロナ禍の中で、テレワークを行っている方は庁内にいるのですか。

参事（兼）情報企画課長

テレワーク的な勤務は、現状でも若干進めていますが、実施しているのは県庁内で数名程度となっています。また、今は感染症の関係で、若干その辺りについては——一応進めている形になっています。

企画振興部長

特に県外事務所においては、感染者が出始めた直後から既に在宅勤務を始めており、ストックしていた端末等はそちらで優先的に使っています。また、前半で御指摘があったように、きっかけは感染者が出た場合に備えての導入とはなりますが、テレワークや在宅勤務も推進しているところですので、総務部とも連携しながら活用を進めていきたいと考えています。

近藤健一郎委員（分科員）

先ほど100台は余裕を持たせた台数だと述べていましたが、新型コロナウイルス感染症の関係や、先ほど住谷委員が述べた働き方改革うんぬんを踏まえると、県の行政機関全体を考えた場合、100台では少ないのではないですか。100台の根拠につ

いてもう少し教えてください。

参事（兼）情報企画課長

先ほど述べたように、例えば県庁の本庁舎で新型コロナウイルス感染者が発生し、1フロアが閉鎖となった場合、そこには大体200名くらいの職員がいますので、その半分程度に端末を貸与して在宅勤務してもらうことを想定し、100台としています。また、先ほど部長が述べたとおり、既に大体60台くらいのテレワーク用の端末を準備しており、それらの端末は、いち早く事務所閉鎖となった東京事務所や大阪事務所等の県外事務所に配付して、在宅勤務に使用していますので、それに100台を上乗せすることによって、1フロアについてはある程度カバーできるのでないかと考えています。さらに、感染者がもっと増えた場合にも、県庁内の課所数が大体100ちょっとですので、それらが全部閉鎖されたとしても、1課所に1台程度配付することによって、必要最低限の業務を継続できるのではないかと考えています。この台数を設定しています。

近藤健一郎委員（分科員）

次に国際課長に伺います。外国人支援ネットワーク構築事業により、中国語スタッフを1名配置して相談体制を充実させるとのことですが、中国語スタッフの人件費はこの委託料二百何十万円の中に含まれていると理解してよろしいのですか。

国際課長

そのとおりです。大体240万円くらいがスタッフの人件費で、10か月分を見込んでいます。

近藤健一郎委員（分科員）

県内在住外国人には、フィリピン、ベトナム、韓国の方々も多いのですが、今までも、中国語スタッフのほかに、タガログ語、ベトナム語、韓国語に対応するスタッフがいたのですか。

国際課長

国際交流協会（公益財団法人秋田県国際交流協会）に英語と韓国語に対応できるスタッフがいます。また、国際課の国際交流員に、英語、ロシア語、韓国語を話せるスタッフがおり、それらの言語については国際交流協会と国際課が共同で対応することができのですが、現在、新型コロナウイルスの影響で中国から国際交流員が来日できない状況になっており、中国語による相談への対応が滞っていることから、きちんと対応できるようにするため、今回予算を計上したものです。

近藤健一郎委員（分科員）

今回、中国語スタッフを配置すれば、韓国語、タガログ語、ベトナム語のスタッフについても網羅できると捉えてよろしいのですか。

国際課長

フィリピン人とベトナム人に関しては、基本的に

相談件数があまりないため、随時県内にいる日本語も話せるフィリピン人やベトナム人に依頼してこれまで対応していますので、中国語スタッフを雇用することで、ほぼ100%相談に対応できるものと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で企画振興部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、企画振興部関係の所管事項に関する審査を行います。

質疑は各課室一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で企画振興部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

説明者交代のため、休憩します。

再開は、午後3時20分とします。

午後3時 4分 休憩

午後3時17分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木 健 太
副委員長（副会長）	近 藤 健一郎
委員（分科員）	佐 藤 賢一郎
委員（分科員）	工 藤 嘉 範
委員（分科員）	住 谷 達
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	加 藤 麻 里
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説明者

あきた未来創造部長	高 橋 修
あきた未来創造部次長	石 黒 道 人
あきた未来創造部次長	久 米 寿
あきた未来戦略課長	水 澤 里 利
高等教育支援室長	伊 藤 政 仁
移住・定住促進課長	三 浦 卓 実
次世代・女性活躍支援課長	
	信 田 真 弓
地域づくり推進課長	橋 本 秀 樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

それでは、あきた未来創造部関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第130号のうちあきた未

来創造部に関係する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

あきた未来戦略課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

移住・定住推進課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

移住・定住促進課長に伺います。WEB企業説明会等導入拡大事業の予算額621万4,000円は全額委託料とのこと。先ほど、面接会への参加に不慣れな学生への支援や、面接会に司会を担当する方を置くなどといった説明がありましたが、それらの経費も全部含めた委託料ということですか。

移住・定住促進課長

予算額は全額委託料であり、その内訳は、提出資料（1）のWEB企業説明会等の導入に向けた支援セミナーの運営に係る経費——専門家講師の人件費も含めてですが——としては、131万3,000円です。（2）のオンラインによるマッチングイベントの開催については、開催自体は、県が設ける応援チャンネル（秋田県オンライン就活応援チャンネル）において展開するため、ほぼ無料でして、委託料に係る経費は、1つは学生への周知に係るSNS広告等に要する経費、もう1つは1イベント当たり50社程度を想定する司会進行付きのマッチングの部分についての所要の経費で、490万1,000円を予定しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

提出資料（1）のセミナーでは、WEBによる企業説明会や面接会の運営方法などを指導することですが、それだけで県の就活情報サイト（秋田県就活情報サイト「K o c c h A k e（こっちゃけ）！」）内のWEB企業説明会等の開催情報に関する特集コーナーに情報を掲載する企業を、現在の30社程度から100社くらいに伸ばすというのは、なかなか難しいのではないかと思います。若い学生側は、生まれたときからパソコンなどが身近にある場合が多いので、すぐに慣れていくのではないかと思います。反対に企業側については、専門に従事する職員がいないなどして、そこまでやるには抵抗があるというところもあるのではないかと思います。その辺りについては、どのような対策を取って進めていこうとしているのですか。

移住・定住促進課長

現在使用を想定しているWEB会議用のソフトウェアはZoomで、非常に広く使われているものです。学生については、既にオンライン授業等が一般的に展開されていますので、そのスキルをもって対応できると思います。企業についても、基本的にはパソコン1台あれば対応できるので、そこまでの障壁はないのではないかと思います。このセミナーでZoomの管理者としての操作方法やセキュリティの部分の部分をしっかりと丁寧に教えたいと思いますし、加えて、このセミナーに関する企業への募集を開始した時点で、委託先にヘルプデスクを開設させ、そもそもZoomでセミナーに参加すること自体が障壁になりそうな企業に対するサポート体制を万全にしながら、進めていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今の状況なら、多分県内に就職する方は増えるし、そのようにしていかななくてはならないとも思いますから、是非しっかりとサポートをしてほしいと思います。

東海林洋委員（分科員）

2課の事業がありますが、移住・定住促進課関係の質疑が先にありましたので、まずそちらについて伺います。今日の県政協議会で説明を受けた資料

「新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について」には、「県をまたぐ移動やイベント開催の段階的な緩和」とあります。これを見ると、このまま進めば6月19日からは、屋内・屋外のイベントは1,000人までという目安で開催できるようになります。企業説明会等には1,000人も来ませんから、通常の企業説明会等もこのまま行けば6月19日からは開催できるので、当然通常の企業説明会等が今後開催されると理解しています。「WEB企業説明会等は開催するな」というわけではないですが、その辺りの整合性についてはどう考えているのですか。

移住・定住促進課長

この予算について検討していた時点で想定していた状況よりも、幸いにして現状は大幅改善してきていますが、秋田県合同就職面接会については、6月に開催予定だった1回目を延期し、8月下旬に開催する予定としています。まだ内部で検討している段階ですが、貴重な最終マッチングの機会ですから、基本的には万全の対策をした上で、しっかりと開催したいと思っています。

一方で、WEB企業説明会等についても、感染拡大の第2波、第3波のおそれがいわれる中でのリスクヘッジ（起こり得るリスクの程度を予測して、リスクに対応できる態勢を整えておくこと。）として、きっちりと手当てしておきたいということが一つあります。また中長期的に見れば、こうしたWEB企

業説明会等は、学生が就職活動を始めた最初の段階で、幅広く企業や業界を勉強したいと思った際に、交通費をかけずに簡易に情報を入手できる就活ツールとして、このコロナ禍を契機に、今後相当程度、学生の間で定着していくことが想定されます。少なくとも大学3年生以降向けには、今後これが標準的なツールとなると思いますので、今この時点で、現状三十数社くらいの県内企業の取組の情報を一気に100社分プラスして、県における定番の支援ツールとして定着させていきたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

そうした整理の仕方であれば理解できます。事業を計画したときは、通常の合同就職面接会の開催は無理だろうと思われていたけれども、延期したのも今のところはきちんと開催する予定なのですね。それならば結構です。

もう1つの地域の事業者応援キャンペーン事業ですが、これにはかなり疑問があります。提出資料には「各地域振興局が主体となって」とありますが、地域振興局の現実、皆さんも御承知のとおり、地域活性化のための職員が大勢いるわけでも、常にフリーで動ける状態でもありません。また、今後各市町村に市町村分の臨時交付金が47億円交付されて、各市町村が主体的に、かつ大々的に各地域の取組を行うはずですから、そのときに一緒になって取り組むのが当然ではないでしょうか。更に言えば、事業内容の項目によると、県民向けキャンペーンの実施期間が6月中旬からとされていますが、この4月に人事異動があつてからの状態では、市町村や業界団体との頻繁な行き来などはできていないはずです。そうした中で、これから考えて、有効な企画商品を手早く作って、6月中旬からキャンペーンを行うなどというのは至難の業です。実態に合わないと思います。むしろ市町村議会の日程や各団体の意見・要望等を踏まえて、一番いい時期に支援して一緒に取り組めばいいではないですか。そのための予算であれば確保しておくことも必要だと思いますが、無理やり地域振興局が主体になって、「何かしなければいけないからこういうことをやりましょう」、「6月からすぐやります」というのは、私には無謀とは思えません。しかも予算の大半が委託料ですから、なおさら地元の団体や事業者、市町村の協力なくしてはできないでしょう。地域振興局主体ということにこだわる必要は何もなく、むしろ地域と一緒に取り組んだほうがよいと思うのですが、見解を伺います。

あきた未来戦略課長

地域の事業者応援キャンペーン事業を企画するに当たっては、何よりも、現在苦境に立たされている事業者にも早期に苦境を乗り切ってもらうため、県と

してどのようなことができるかを考え方のベースにしましたが、地域の経済状況や事業者の状況についての情報を一番持っている県の組織は地域振興局です。御指摘のように、人事異動などにより職員の地域での経験が浅いところもあるかもしれませんが、全職員が今年の4月に赴任したばかりというわけではありません。また、ある程度情報やノウハウの蓄積があり、人的なネットワークも構築されていますので、それを生かし、県単独ではなくて、地元の商工団体や市町村と連携を図り、協力を得ながら、この事業を進めていきたいと考えています。

東海林洋委員（分科員）

言っていることがちょっと違います。現実として、3月以降、移動したり人と会って話したりしないようにわかれていて、我々も自粛していますし、状況は日々変化しています。そうした中で、今市町村が行おうとしているより大きな事業が控えているのではないですか。それとは全く別に、とにかく先に地域振興局が何かしなければならぬというのは——事業を行うのはいいと言っているのです。ただ、今まで既に積み上げてきた企画があつて事業を行うのなら分かりますが、少なくとも私が出入りしている地域振興局はそうした状態にはないです。当然市町村の議会の日程や考え方だってまだ確認していないでしょう。商工会議所や観光物産協会についても皆そうです。きちんとした企画商品を作ってキャンペーンを行ったほうが効果はあるのに、なぜすぐに何かしなければならぬとこだわるのですか。それは休業に係る給付金や、今回提案されたプレミアム宿泊券及び飲食券、バスやタクシーの事業者への助成などの形で、県全体でやっているのではないですか。一方、この地域密着型の事業は、きちんと各地域の方々と一緒に取り組まなければ無理だと思うのですが、いかがですか。

あきた未来戦略課長

宿泊や飲食の消費喚起については、担当各部局が産業振興の観点から立案し、新しい取組を始めると伺っていますが、物産に関する企画的部分への手当てが少々薄いということで、その部分については是非取り組みたいと思っています。各市町村でも、例えばプレミアム商品券の発行事業などを行うと伺っているので、そうした取組とも連携しながら、企画を練って実施していきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

かみ合っていない。6月中旬からでは——この予算が駄目だと言っているのではなく、もっといい方法があると言っているのです。それに、8振興局で——言つては悪いですが——わずか1,500万円でしょう。これから各市町村が取り組む事業の予算額はこんな金額ではないはず。本当に現場の

人と話し合った上で、県主体でこうした事業を今やるべきだということになったのですか。そして各地域とも準備万端な状況になっているのですか。私にはそうは思えないのですが、いかがですか。

あきた未来創造部長

この事業自体は今回の補正予算で予算計上しましたが、各地域振興局にはもともと連休前辺りから、いずれはこうした事業の提案があるだろうから、予算がつくつかつかないにかかわらず、よく準備をしておくよう、また、地元との調整も行うようお願いしていました。

今回提案した物産についての県民向けキャンペーンも、全て6月中旬から始まるとは思っておらず、一部の地域振興局が先行していれば、その企画商品等をPRしますし、市町村の状況を見て、もしいいものがあれば、それをPRします。地元と話しているけれども、「もう少し商品化は待ってください」ということであれば、それを待ってPRしたいと思います。いずれ、我々が窓口となって、県全体で取り組んでいることをアピールする意味合いで行うものです。

東海林委員の御指摘のとおり、4月の初めはなかなか市町村等を訪問できず、何かと出遅れがありましたが、この事業を機に市町村と連携して、一番効果がある方法を探りたいと思います。その方法も必ずしも県が一律に決めるのではなくて、各市町村と一番いい方法を探りながら、あるときは地域振興局がリーダーシップを発揮して、またあるときは市町村が、またあるときは民間がといったような形で取り組む事業だと御理解願います。

東海林洋委員（分科員）

理解しました。ただ、早くできたところは早くてもいいですが、早さにだけこだわらないでほしいということが1点と、今後企画を行ううちにいろいろなアイデアが出てきて、より費用がかかる事業の案が出てくるとも思うので、そうした意見を取り入れて、予算化・事業化に結びつけられるよう進めてほしいのです。いかがですか。

あきた未来創造部

この事業費はこれとして、振興局調整費など、幾らかの予算を持っていますので、それを有効活用しながら取り組んでいきたいと思っています。当面は提出資料に記載の期間を予定していますが、様子を見ながら、この終期にこだわることなく、状況に応じて取り組んでいきたいと思っています。

東海林洋委員（分科員）

この事業費と振興局調整費だけにこだわらずとも、国の第2次補正予算などにより、これからも予算は付きますから、必要であればもっと事業費が膨れてもいいと思うのです。どんどん増額要望の声を取り

入れて、地域振興局を支援してください。

佐藤賢一郎委員（分科員）

私も先ほどの説明を聞いて、東海林委員が感じたのと同様のことを感じました。提出資料の事業内容の項目に（１）（２）とありますが、端的に言えば（１）は商品開発で、（２）はキャンペーンです。しかし、当初予算内容説明書を見るとキャンペーン事業としか書かれていないので、どちらかといえば本格的にやりたいのはキャンペーンなのだと思います。東海林委員から御指摘があったように、商品開発はそれほど短期間でできることではないので、だからこれは、今売り込みたい商品があったら、それをどんどんこのキャンペーンでPRしていくし、そうしているうちに新しいものができたら、それをまたキャンペーンでPRしていく事業なのだと理解しました。商品開発の予算だとすれば、１、５００万円などという金額には多分ならないと思いますので、商品開発は「まずそれなりに」という感じで、キャンペーンを主に行うための予算なのだと受け取りましたが、そうではないのでしょうか。

あきた未来戦略課長

説明に少し舌足らずなところがあったかもしれませんが、一から商品開発を行うというよりも、既にある商品を活用して、このキャンペーンを通じて販売することを想定しています。今回の委託費の内訳は、各地域振興局における商品の調整や消費喚起の企画の準備など、もろもろの販促活動に係る経費として、１振興局当たり１００万円の計８００万円を用意し、残りの６００万円程度を、様々な媒体を活用したPRの経費に充てようとするものです。御指摘がありましたように、今ある商品もこれから開発する商品も、併せてこのキャンペーンを通じて魅力あるものにしていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上であきた未来創造部関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、あきた未来創造部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

高等教育支援室長

高等教育支援室から、国際教養大学の秋留学について報告します。

国際教養大学では、新型コロナウイルスへの感染が世界的に今なお拡大を続けている状況などを踏まえ、学生の安全を確保する観点から、現状では留学を再開することが困難であると判断し、先般今年の

秋留学を中止することを決定しました。今回の決定について、大学では学生に対して、電子メールのほかオンライン説明会を開催するなどして伝えるとともに、秋留学の中止に伴う代替措置について、学生の意向を踏まえながら、どのような対応策をとることができるのか検討を始めております。県としても、学生に寄り添った対応を検討するようお願いしているところです。

今後の留学の再開について、大学では引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的動向を注視しながら、当面、来年の春学期から再開できる環境が整った場合に備えて、準備を進めることにしています。

報告は以上です。

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は各課室一括して行います。

東海林洋委員（分科員）

国際教養大学についての説明は分かりましたが、県内大学は今どういう状況にあるのか——通常どおりの授業を再開しているのかいないのか、今後の予定をどのように組み立てているのか、それから、大学側あるいは学生側が現実困っていること——このようなことをしてほしい、したいと考えていることなど、今の段階で把握していれば、それをまず概括的にお知らせください。

高等教育支援室長

初めに、授業の状況ですが、国公立の４年制大学においては、現在オンライン授業を実施しており、早いところでは対面授業に切り替えるところも出てくるかもしれませんが、秋田県立大学と国際教養大学については、今のところ前期・春学期中はオンライン授業をベースに進めるとのことです。後期・秋学期以降に対面授業を実施できるかどうかについては、今後の情勢を見ていきたいとのことです。専門学校等については、緊急事態宣言——秋田県の緊急事態措置を実施していた期間において、一部の専門学校でオンライン授業を実施していましたが、その後の緩和措置を踏まえて、現在は対面授業に切り替えています。

次に、学生の困っていることなどについては、大学や専門学校等に聞き取りを行ったところによると、退学といった深刻な相談は受けていないようですが、アルバイトについては、大学側が自粛を促していることや、飲食業や販売業といった分野のアルバイトが多いこともあって、新型コロナウイルスの影響により減少している状況です。

大学等においては、授業料の納入時期を遅らせることや分割納入の相談を受け付けています。また、

全国統一の制度ですが、今年4月から、日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構）が行う、高等教育の修学支援新制度が始まっていますし、従来からある貸与型の奨学金についても柔軟な対応をしています。また先般、困窮学生に対して最大で20万円を給付する措置（学生支援緊急給付金）も実施段階に入りましたので、各大学においてその申請を受け付けています。

東海林洋委員（分科員）

秋田県立大学と国際教養大学については、県が関与しているわけですから、授業料の減免あるいは免除——特に国際教養大学は留学を売りにしていて、1年間留学ができなくなった場合、留学しないで卒業できるのかという問題がありますし、外国から学生が来ないことには、こちらからも留学できないという問題もあると思います。例えば1年、大学にそのまま残らなければならないことになった場合は、その分の学費は「君たちが負担しなさい」というのではなく、県側が負担することも検討に値すると思いますが、その辺りの状況はどうなっていますか。

高等教育支援室長

まず、授業料については、現在は対面授業はできていませんが、オンライン授業等を実施していますので、授業料の返金や減額は今のところは考えていないとのことでした。

それから、留学に関しては、留学できなかった学生の意向も踏まえ、どのような対応ができるか検討を始めたところですが、特に国際教養大学については、世界各国との交流という事情がありまして、出国制限や渡航禁止等により、なかなか見通しがつきづらい状況です。そうした中で、今後の状況を見ながら、グローバル人材を育成していく上でどのようなことができるか検討を進めていくことにしております。現在、海外の提携校との間において、オンライン授業等の実施や、学生が現地に行く実際の留学も含めて、日々調整をしている段階で、そうした中で学生の意向を踏まえながら、どのように教育サービスを充実させていくか、力を入れて模索しているところです。

東海林洋委員（分科員）

秋田県立大学は科学技術系の大学ですから、実験や実習がかなりあると思うので、オンラインでできることには限界があると思いますし、今後資格試験の問題なども絡んでくるとは思いますが、その対応として何か特別なことはしていますか。

高等教育支援室長

東海林委員の御指摘のとおり、オンライン授業では実験や実習はできないので、実験や実習の授業の実施時期を後ろ倒しすることを考えています。また、オンライン授業の中で、実験や実習を演技的に行う

ことも考えています。単なる一方通行的な講義だけではなく、例えば学生アルバイトとして使うことなども含めて、実習、実験、機械の操作等も含め、演習的な要素も取り入れながら、工夫して授業を行おうとしているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

看護や保育関係の専門学校もしくは福祉系の大学などでは、病院での実習などが必要ですし、国家試験を受けなくてはならない場合もあります。県内のこうした学校では、きちんと国家試験を受けられる見込みで授業等を進めているのか——多分夏休みに登校させるなどしてやりくりするのだと思いますが——その辺りの状況は把握しているのでしょうか。

高等教育支援室長

加賀屋委員の御指摘のとおり、各学校では、いろいろとやりくりしながら——相手方と交渉しながら調整を行っています。今のところ、国内の今後の状況がどうなるかは分からないところではありますが、緊急事態宣言が全面的に解除されたこともありますので、加速できるところは加速しながら進めていくことになると思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

ほぼ全ての大学でオンライン授業が進められていますが、そうした授業を受けられる環境にない学生もいると思いますし、大学側も、今まではそれほどそのようなことをやっていなかったわけですから、新たに整備が必要な部分なども出てきているのではないかと思います。多分、大学側で配慮して対策を取っているとは思いますが、先ほどの答弁では、後期については対面授業の再開を今後検討することではありましたが、この状況がいつまで続くかは分かりませんし、環境が整っていないがために授業を受けられないなどということは絶対にあってはならないと思います。大学からの情報提供を受けながら、何かしら対応していく必要があると思うのですが、その辺りは何か考えていますか。

高等教育支援室長

オンライン授業の実施のための、学生側の受講環境の話だと思いますが、基本的に今の学生等はパソコン、タブレット端末、スマートフォン等を所有していますので、それによって対応できている方が大半だと聞いています。ただ、容量制限等もありますので、そうした制約で自前の通信環境ではオンライン授業を受けにくい学生に対しては、大学のパソコンの教室を開放して、そこで受講することを認めるといった措置を取っていますし、また通信事業者において、通信容量制限の緩和措置も取っていますので、オンライン授業になったことで授業を受けられない学生は生じていないと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それぞれ状況が違うとは思いますが、大学側の施設整備等が必要なところはないでしょうか。

高等教育支援室長

授業を提供する大学側においては、テレビ会議やWEB会議のシステムを使いますので、1画面に多数の学生が映ることを踏まえてモニターを用意したり、専用のパソコン、カメラ、スピーカー等を用意したりしています。県としても、そうした大学の取組を支援できないか、現在検討しているところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

整備が必要な大学があったらきちんと整備してもらい、また、県としてもきちんと学びを支援できるようにしてもらいたいと思います。

もう1点、県内25市町村のうち半分くらいのところが、大学生や専門学校生などに一時金——5万円、10万円と金額は様々ですが——を支給して支援しています。大学の関係者から直接伺った話では、やはりアルバイトが全然なくなって、食事を1食にしている学生もいるとのことで、そうしたことを考えますと、市町村が行っているように、県としても支援のための給付金の支給を検討すべきではないかと思うのです。いつまでどうなるか分からない状況ですから、今すぐにはなくても——1回きりでは済まないのではないかと思いますので、適切な時期に、県としても学生が困らないような対応をきちんとしてほしいと思いますが、いかがでしょう。

高等教育支援室長

今般の新型コロナウイルスの感染拡大下で、高等教育機関において重要なことは、まずは感染防止対策をしっかりとすること、それから、こうした一定の制約の中にあっても、きっちりと教育サービスを提供すること、そして、学業が継続できるよう支援していくことの3つだと思います。先ほども述べましたが、授業料の納入に関しては延期や分納等の措置を取っていますし、全国統一の奨学金制度においても、柔軟な取扱いがなされています。また、新しく困窮学生向けの学生支援緊急給付金等も創設されており、こうしたことでかなり支援メニューはそろってきていると思いますので、まずは学校がそうした制度の周知——学生本人はもちろんですが、保護者にもしっかりと周知することが大切だと思いますし、その上で迅速な手続のため学生を支援していくことが重要だと思います。

県としての学生への支援については、遠隔授業を実施している秋田県立大学、国際教養大学においては、そのサポート等が必要なところもありますし、学生アルバイトを雇用することができないかといったことも考えています。また、県の育英会（公益財団法人秋田県育英会）では、専門学校生あるいは大学生に対する奨学金の募集期間等を1か月延ばす措

置を取っています。いずれにしても、いつ元の状態に戻るのか——元の状態には戻らないという考え方もあるのかもしれませんが——分かりませんし、長期化する可能性もありますので、今後の状況に応じてということにはなりますが、我々としても学生が学業をしっかりと継続できるよう支援していきたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上であきた未来創造部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日5月28日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午後4時6分 散会

令和2年5月28日（木曜日）

本日の会議案件

1 議案第131号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事課	斉藤昂太
議会事務局政務調査課	阿部秀樹
総務部総務課	菅原誠
企画振興部総合政策課	田中紀子
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	安村祥吾

議案第131号を議題とします。

まず、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午前11時1分 散会

会議の概要

午前11時 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	近藤健一郎
委員	佐藤賢一郎
委員	工藤嘉範
委員	住谷達
委員	東海林洋
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

総務部長	名越一郎
総務部次長	神部秀行
財政課長	神谷美来

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員から発言の申出がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。